

災害にあったとき

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付)

022-211-3676

○ 互助会

☎ 総務事業班

022-211-3678

I 非常災害

非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき、給付されます。

災害にあったときは、共済組合に所属所名、り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因等を速やかに連絡してください。(内容によっては現地調査する場合があります。)

	損害の程度	共済組合 支給額	互助会 支給額
非常 災害	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×3	1級 600,000円
	1 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に3と同程度の損害を受けたとき		2級 400,000円
	1 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に3と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×1	3級 200,000円
	1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に1と同程度の損害を受けたとき		4級 100,000円

2 浸水被害

浸水により住居、家財が損害を受けたときで、その損害の程度の認定が困難な場合は、外形的標準により次の浸水の程度を区分し、災害見舞金が給付されます。

	浸水の程度	共済組合 支給額	互助会 支給額
浸水被害	床上 120cm以上	標準報酬月額×1	3級 200,000円
	床上 30cm以上	標準報酬月額×0.5	4級 100,000円

被扶養者と別居している場合

被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
災害見舞金	組・被	共済	・災害見舞金請求書★	・市区町村長、消防署長又は警察署長のり災証明書(原本) ※り災証明書が交付されている場合は、災害見舞金請求書の市町村等の証明欄は記入不要。 ・り災状況報告書 I(住居)、II(家財) ・災害現場の写真等
			・災害見舞金請求書★	—
	会	互助会	・災害見舞金請求書★ (通勤等に用いる自動車専用) 会員の通勤等に用いる自動車が風水震災その他の非常災害により損害を受け廃車したとき。	・自動車の所有者・使用者が記載されている書類(車検証等) ・廃車(永久抹消登録又は一時抹消登録)した証明書類の写し(登録事項等証明書等)